

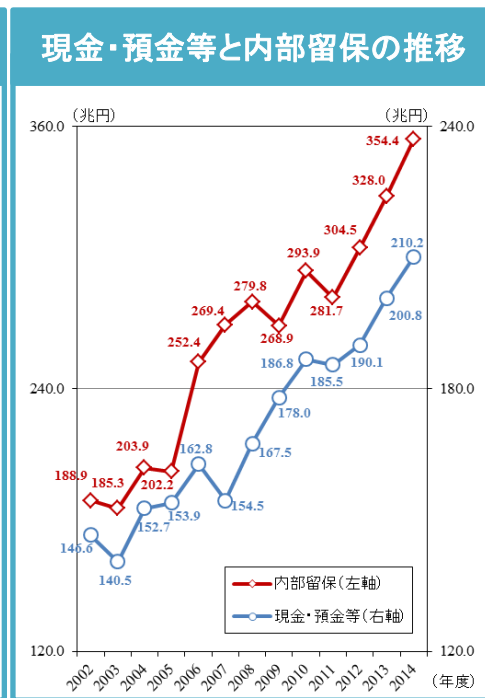
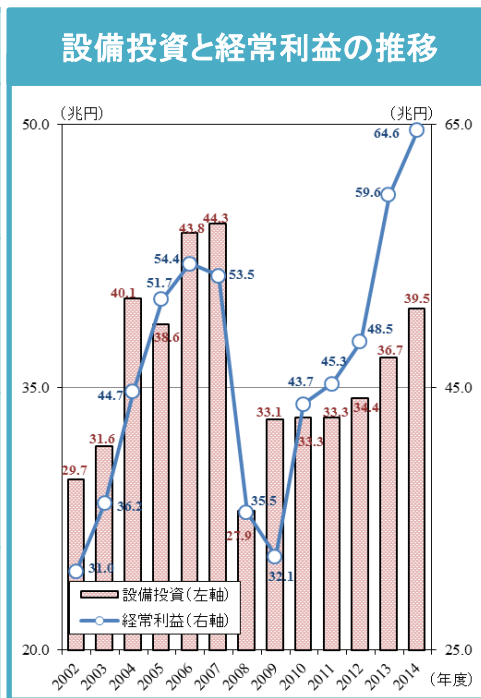
# 成長志向の法人税改革について

平成27年11月11日  
麻生議員提出資料

# 成長志向の法人税改革について

- 改革初年度の27年度から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との方針の下、しっかりに対応
- 所要の財源を確保しつつ、28年度の税率引下げ幅を上乗せし、早期に「20%台」の道筋を付ける
- 課税ベースの拡大による財源確保を行わず、単に税率を引き下げることは、以下の理由から不適當
  - ① 企業の内部留保350兆円超(手元資金も増加)。この上さらに「財源なき減税」をしても、手元資金が積み上がるだけではないか
  - ② PB黒字化に向けて「計画」をつくり、歳出・歳入両面の改革に取り組もうとしているのに、そうした努力に逆行するのではないか
  - ③ 消費税率引上げを行う一方、企業にばかり「財源なき減税」を行うことが、国民の理解を得られるか

(兆円)	2012	2014
経常利益	48.5	64.6 <u>(+16.1)</u>
設備投資	34.4	39.5 <u>(+5.1)</u>
内部留保	304.5	354.4 <u>(+49.9)</u>
現金・預金等	190.1	210.2 <u>(+20.2)</u>



### これまでの法人税制の対応

設備投資や賃金上げを促進するための思い切った政策税制

- ・ 生産性向上設備投資促進税制(㉔改正で創設)
- ・ 所得拡大促進税制 (㉕改正で創設→㉖・㉗改正で拡充) 等

復興特別法人税の1年前倒し廃止(㉖改正)

- ・ 法人実効税率 37.00% → ㉖34.62%

成長志向の法人税改革(㉗改正～)

- ・ 課税ベースを拡大しつつ税率を引下げ → 「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減 収益力改善に向けた前向きな投資等を促す
- ・ 改革初年度(㉗改正)から踏み込んで対応 法人実効税率 34.62% → ㉗32.11% → ㉘31.33%
- ・ 今後も改革を継続し、法人実効税率「20%台」へ